

美作市人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職者等の状況 (H25. 4. 2~H26. 4. 1)

区分	採用	退職	計
一般行政職	4	22	△ 18
技能労務職	0	6	△ 6
医師	1	1	0
医療技術職	0	0	0
看護・保健職	5	4	1
教育職	3	5	△ 2
消防職	3	3	0
合計	16	41	△ 25

岡山県派遣職員

(2) 部門別職員数の状況

区分	職員数 (人)						対前年増減数 (人)					
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平21	平22	平23	平24	平25	平26
一般行政部門	5	5	5	5	5	4	△ 1	0	0	0	0	△ 1
議会	112	118	110	105	97	89	2	6	△ 8	△ 5	△ 8	△ 8
総務	21	23	22	23	23	21	△ 1	2	△ 1	1	0	△ 2
税務	99	108	105	95	99	96	2	9	△ 3	△ 10	4	△ 3
民生	36	33	36	37	36	35	1	△ 3	3	1	△ 1	△ 1
衛生	36	34	35	32	33	31	△ 3	△ 2	1	△ 3	1	△ 2
農水	20	17	18	15	14	13	△ 1	△ 3	1	△ 3	△ 1	△ 1
商工	24	25	23	22	21	19	△ 1	1	△ 2	△ 1	△ 1	△ 2
土木	353	363	354	334	328	308	△ 2	10	△ 9	△ 20	△ 6	△ 20
小計	85	74	72	69	66	60	△ 4	△ 11	△ 2	△ 3	△ 3	△ 6
教育	63	63	65	63	63	63	△ 2	0	2	△ 2	0	0
消防	501	500	491	466	457	431	△ 8	△ 1	△ 9	△ 25	△ 9	△ 26
普通会計 計	49	49	48	53	52	52	0	0	△ 1	5	△ 1	0
公営企業等	21	22	22	20	19	19	0	1	0	△ 2	△ 1	0
病院	16	15	13	13	12	12	△ 2	△ 1	△ 2	0	△ 1	0
水道	23	21	20	20	19	20	0	△ 2	△ 1	0	△ 1	1
下水道	109	107	103	106	102	103	△ 2	△ 2	△ 4	3	△ 4	1
その他	610	607	594	572	559	534	△ 10	△ 3	△ 13	△ 22	△ 13	△ 25
小計												
合計												

* 公営企業等部門職員中のその他とは、国保、作東診療所、後期高齢者医療連合等の職員を指します。

(3) 定員適正化計画の目標

- ・全ての職員を対象に、行政部門、企業等部門別にそれぞれ削減に努めるものです。
- ・数値目標は、行財政集中改革プラン等に基づき数値目標を設定しています。
- ・合併直後の平成17年4月1日の職員数696人を基準とし、10年間で150人(21.6%)の削減により平成27年4月1日における職員数を546人以内とすることを数値目標としています。
- ・計画に対して実人員の状況は、平成26年4月1日現在で557人に対して534人(△23人)となっています。

【参考：年次別推進目標】

区分	H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1	合計	増減率
目標職員数		657	632	627	621	616	600	582	567	557	546		
退職(予定)者		△ 46	△ 37	△ 16	△ 25	△ 16	△ 29	△ 42	△ 23	△ 41	△ 11	△ 286	
採用(予定)者		6	8	9	15	13	16	20	9	16	23	135	
職員数	696	656	627	620	610	607	594	572	559	534	546	△ 150	△ 22
行政部門	560	522	512	509	501	500	491	466	457	431	439	△ 121	△ 22
企業等部門	136	134	115	111	109	107	103	106	102	103	107	△ 29	△ 21
病院	47	51	50	49	49	49	48	53	52	52	53	6	13
水道	26	25	21	21	21	22	22	20	19	19	20	△ 6	△ 23
下水道	27	22	21	18	16	15	13	13	12	12	13	△ 14	△ 52
その他	36	36	23	23	23	21	20	20	19	20	21	△ 15	△ 42

※目標職員数：定員適正化計画(第1次:H18. 4. 1~H22. 4. 1、第2次:H23. 4. 1~H27. 4. 1)での年次数値目標

※職員数：H18. 4. 1~H26. 4. 1は職員の実数を、H27. 4. 1は予定職員数を記載

2. 職員の給与の状況

美作市の給与・定員管理等の公表を参照下さい。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成25年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分	H19.4.1廃止

※職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況（平成25年4月1日現在）

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

○年次有給休暇

1の年度に20日付与します。年度の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日の属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

○一般職員の平均取得日数

平成25年度中の平均取得日数	平成24年度中の平均取得日数	平成23年度中の平均取得日数
10.9	11.0	10.3

○病気休暇 病気休暇の基準は次のとおりです。

事由	期間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間

○特別休暇 特別休暇の基準は次のとおりです。

事由	期間
(1) 選挙権その他公民としての権利公使の場合	その都度必要と認める日又は時間
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭の場合	同上
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通しや断又は隔離の場合	同上
(4) 風水震災火災その他非常災害による交通しや断の場合	同上
(5) 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
(6) 風水震災火災その他非常災害により、職員の現住居の滅失、破壊、交通しや断及び身体に危害を及ぼすことが予想せられると任命権者が認める場合	その都度必要と認める日又は時間
(7) 第3号から前号までのほか、交通機関の事故等不可抗力の場合	同上
(8) 市行政の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	同上
(9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合	その計画の実施に伴い必要と認める日又は時間

(10) 女性職員の出産の場合	その出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)に当たる日から、出産の日後8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)に当たる日までの期間内において必要と認める期間																																						
(11) 妊娠又は出産後1年以内の女性職員が、母子健康法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合にはいずれの期間についてもその指示された回数)以内それぞれ1回1日の正規の勤務時間の範囲内でその都度必要と認める時間																																						
(12) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害(つわり)のため勤務することが困難であると認められる場合	その妊娠の期間において10日以内の日又は時間																																						
(13) 生後1年に達しない生児を育てる女性職員が、その児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2時間以内1回30分を超えない範囲でその都度必要と認める時間																																						
(14) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における3日の範囲内の期間																																						
(15) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の日又は時間																																						
(16) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他市長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内の日又は時間																																						
(17) 生理日の勤務が著しく困難な女性職員又は生理に有害な職務に従事する女性職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間																																						
(18) 職員の婚姻の場合	7日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間																																						
(19) 忌引きの場合	次の期間を超えない範囲内必要と認める日又は時間																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死亡した者</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> <tr> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">7日</td> </tr> <tr> <td>1親等の直系尊属(父母)</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1親等の直系卑属(父母)</td> <td>5日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の直系尊属(祖父母)</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の直系卑属(孫)</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の傍系者(兄弟姉妹)</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3親等の傍系尊属(伯叔父母)</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1 職員と生計を一にする婚姻の場合は、血族の場合に準ずる。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、1親等の直系血族に準ずる。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3 職員が葬儀のため遠隔の地に旅行する必要がある場合は、その往復に要した日数の加算を認めることができる。</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者	日数		血族	姻族	配偶者	7日		1親等の直系尊属(父母)	7日	3日	1親等の直系卑属(父母)	5日	1日	2親等の直系尊属(祖父母)	3日	1日	2親等の直系卑属(孫)	1日	1日	2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日	1日	3親等の傍系尊属(伯叔父母)	1日	1日	備考			1 職員と生計を一にする婚姻の場合は、血族の場合に準ずる。			2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、1親等の直系血族に準ずる。			3 職員が葬儀のため遠隔の地に旅行する必要がある場合は、その往復に要した日数の加算を認めることができる。		
死亡した者	日数																																						
	血族	姻族																																					
配偶者	7日																																						
1親等の直系尊属(父母)	7日	3日																																					
1親等の直系卑属(父母)	5日	1日																																					
2親等の直系尊属(祖父母)	3日	1日																																					
2親等の直系卑属(孫)	1日	1日																																					
2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日	1日																																					
3親等の傍系尊属(伯叔父母)	1日	1日																																					
備考																																							
1 職員と生計を一にする婚姻の場合は、血族の場合に準ずる。																																							
2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、1親等の直系血族に準ずる。																																							
3 職員が葬儀のため遠隔の地に旅行する必要がある場合は、その往復に要した日数の加算を認めることができる。																																							

(20) 父母、配偶者及び子の祭日の場合	慣習上必要と認める日又は時間
(21) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
(22) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める日又は時間
(23) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる行動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年度において5日を超えない範囲内で、市長が適当と認める日又は時間
(24) 職員が25年以上勤務したことにより、任命権者から表彰を受けた場合	その表彰を受けた日以後1年目に当たる日までの期間内において5日以内の日
(25) 非常勤の消防団員としての職を兼ね、火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	その都度必要と認める日又は時間

○介護休暇 介護休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする

4. 職員の分限及び懲戒処分状況(平成25年度)

(1) 分限処分数

免職	降任	休職	降給	合計
0	0	4	0	4

(2) 懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0	0	1	0	1

5. 職員の服務状況

○職員に対して以下の通知を行い服務に関する意識の向上を図った。

通知・通達日	通 知 名
H25. 4. 30	「クールビズ」への取組について(通知)
H25. 6. 13	勤務時間の遵守など服務規律の徹底について(通知)
H25. 9. 16	「クールビズ」延長について(通知)
H25. 12. 26	庁舎内禁煙の実施について(通知)

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

○階層別研修(岡山市市町村職員研修センター)

研修名	対象職員	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
新規採用職員研修(前期)	新規採用職員	3	3日	4/8~4/10
新規採用職員研修(後期)	新規採用職員	3	2日	11/14~11/15
新規採用保育士研修	新規採用保育士職員	2	1日	4/12
一般職員初級研修	採用3年目の職員	8	2日	8/5~8/6外
一般職員上級研修	採用10年目の職員	2	2日	9/17~9/18外
新任係長研修	新任係長職員	9	2日	5/15~5/16外
新任課長補佐研修	新任課長補佐級職員	10	2日	7/23~7/24外
新任課長研修	新任課長級職員	6	1日	7/8、8/20
新任部長研修	新任部長級職員	2	1日	7/19

○専門・特別研修（岡山市町村職員研修センター）

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
自治体政策法務(超入門)研修	3	1日	10/8
クレーム対応(入門)研修	1	2日	5/28.29
文書力向上研修	8	2日	H26/1/21.22外
住民税課税事務研修	2	2日	7/4.5
固定資産税課税事務研修	2	2日	7/2.3
法政執務研修(基礎)	2	2日	6/3.4
地方公務員の為の民事法(入門)研修	2	2日	8/29.30
市町村税徴収事務研修	4	1日	6/4
簿記入門研修	3	2日	4/18.19
プレゼンテーション研修	2	2日	6/27.28外
税外徴収事務研修	3	1日	6/6
コーチング研修	1	1日	5/9
クレーム対応研修(管理監督者向け)	1	2日	7/29.30
折衝・交渉力向上研修	1	1日	6/18
セルフマネジメント研修	2	1日	10/18
メンタルヘルス研修	1	1日	5/14
ファシリティマネジメントセミナー	3	1日	7/1
女性職員のための輝きセミナー	5	1日	11/20
海外研修	1	1日	H25/10/20~27

○専門・特別研修

研修名	受講者数(人)	研修日数(日・回)	研修開催日
メンタルヘルスセミナー	7	1日	7/25
男女共同参画ゼミナール	5	6日	6/27~8/30
人材開発セミナー	1	1日	11/28
地方自治体における訴訟基礎実務	1	2日	6/17.18
コンプライアンス研修	7	1日	H26/2/5

○市単独研修等

研修名	対象職員	受講者数(人)	研修日数(日・回)	研修開催日
政策形成研修	主任級職員	13	1回	10/22
政策形成研修	中堅職員	12	1回	8/2
タイムマネジメント研修(監督者向け)	係長及び係長兼務課長補佐	21	2回	8/28
問題発見・解決能力向上研修	課長補佐級	18	1回	11/7
農山村生活体験研修	新規採用職員	3	5日	4/22~4/26

○自治大学校

研修名	受講者数(人)	研修日数(日・回)	研修開催日
新時代・公共政策コース	1	3週間	10/29~11/14

○全国市町村国際文化研修所

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
行政評価の活用と展開	1	3	8/6~8/8
市町村税の滞納整理事務	2	5	12/9~12/13

○市町村職員中央研修(市町村アカデミー)

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
情報公開と個人情報保護	1	7	9/25~10/3
住民税課税事務	1	9	11/12~11/22

(2) 勤務成績の評定の状況

業績・能力評価を活用した人事評価制度を導入するため、平成21・22年度中に全職員を対象に目標管理の導入に向けた研修を実施し、人事評価制度の試行を行っています。平成22・23年度中に評価者研修(係長以上)を実施し、平成26年度中に順次本格導入を目指しています。

7. その他

(1) 福利厚生事業の状況

・勤務場所等により、岡山市町村職員共済組合、岡山市町村職員総合事務組合、公立学校共済組合、教職員互助組合に加入し、社会保障制度、福利厚生事業が組合を通じて行われています。

(2) 公務災害の発生状況(平成25年度)

公務災害 発生件数 (件)	通勤災害 発生件数 (件)	合計 (件)
5	0	5

(3) 公平委員会の業務の状況

・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、美作市は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岡山県に委託しています。

(4) 勤務条件に関する措置の要求状況

・該当なし

(5) 不当利益処分に関する不服申立の状況

・該当なし